

我孫子市介護保険条例の一部を改正する条例

我孫子市介護保険条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保険料率) <p>第9条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 75,000円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合</p>	(保険料率) <p>第9条 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 75,000円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同</p>

計所得金額が〇を下回る場合に
は、〇とする。以下同じ。）が
120万円未満である者であり、か
つ、前各号のいずれにも該当し
ないもの

イ 略

(7)から(14)まで 略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険
者についての保険料の減額賦課に係
る令和3年度から令和5年度までの
各年度における保険料率は、同号の
規定にかかわらず、18,000円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲
げる第1号被保険者についての保険
料の減額賦課に係る令和3年度から
令和5年度までの各年度における保
険料率について準用する。この場合
において、前項中「18,000円」とあ
るのは、「24,000円」と読み替える
ものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に
掲げる第1号被保険者についての保
険料の減額賦課に係る令和3年度か
ら令和5年度までの各年度における
保険料率について準用する。この場
合において、第2項中「18,000円」
とあるのは、「42,000円」と読み替
えるものとする。

附 則

第1条 略

じ。）が120万円未満である者で
あり、かつ、前各号のいずれに
も該当しないもの

イ 略

(7)から(14)まで 略

附 則

1 略

第2条 略

第3条 略

2 略

3 略

(平成21年度から平成23年度までの各年度分の保険料率の特例)

4 令附則第11条第1項及び第2項
(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの各年度分の保険料率は、第9条第4号の規定にかかわらず、39,300円とする。

(平成24年度から平成26年度までの各年度分の保険料率の特例)

5 令附則第16条第1項及び第2項
(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度分の保険料率は、第9条第3号の規定にかかわらず、28,400円とする。

6 令附則第17条第1項及び第2項
(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度分の保険料率は、第9条第4号の規定にかかわらず、39,300円とする。

第4条 略

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特

7 略

例)

第5条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(平成27年度から平成29年度までの各年度分の保険料率の特例)

8 第9条第1項第1号に掲げる第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までの各年度分の保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,900円とする。

(平成30年度における保険料率の特例)

9 第9条第1号に掲げる第1号被保険者の平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,000円とする。

(令和元年度における保険料率の特例)

10 第9条第1号に掲げる第1号被保険者の令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,500円とする。

11 第9条第2号に掲げる第1号被保険者の令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,500円とする。

12 第9条第3号に掲げる第1号被保険者の令和元年度における保険料率

は、同号の規定にかかわらず、43,500円とする。

(令和2年度における保険料率の特例)

13 第9条第1号に掲げる第1号被保険者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,000円とする。

14 第9条第2号に掲げる第1号被保険者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,000円とする。

15 第9条第3号に掲げる第1号被保険者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、42,000円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の我孫子市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。